

地域密着型介護老人福祉施設「よこぶきの郷」重要事項説明書

当施設はご契約者に対して介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。当施設への入居は、原則として要介護認定の結果「要介護3」以上と認定された方が対象となります。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人敬寿会
- (2) 法人所在地 山梨県都留市川茂328-4
- (3) 電話番号 0554-45-4165
- (4) 代表者氏名 理事長 山本 政雄
- (5) 設立年月日 平成7年8月31日
- (6) 介護保険指定番号1991100056

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類 介護老人福祉施設
- (2) 施設の名称 地域密着型介護老人福祉施設「よこぶきの郷」
- (3) 施設の所在地 山梨県都留市古川渡658-1
- (4) 電話番号 0554-46-5565
- (5) 施設長氏名 山本 政雄
- (6) 開設年月 平成23年3月31日
- (7) 入居定員 29人

3. 居室の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、すべて個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
一般個室	29室	2F×19、1F×10
共同生活室	3ヶ所	各ユニット(2F×2、1F×1)
浴室	2ヶ所	2F×1、1F×1
医務室	1ヶ所	1F

※ご契約者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ご契約者やご家族等と協議のうえ決定するものとします。

4. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職種	人員(規定)	勤務時間帯
管理者	1名	よこぶき荘兼務 8:30～17:30
介護職員	10名以上	早番 7:00～16:00 遅番 9:30～18:30 夜勤 16:30～8:30
生活相談員	1名以上	8:30～17:30
介護支援専門員	1名以上	兼務
看護職員	1名以上	8:30～17:30
機能訓練指導員	1名以上	看護師兼務
医師(配置医)	1名	毎週木曜日
栄養士	1名	兼務

*ユニット毎・ご利用者の介護状況により勤務状態に変動があります。

*夜間、医師及び看護師は不在となっています。看護師は緊急時の連絡により駆けつけるオンコール体制をとり、急変時に備えます。

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。当施設が提供するサービスについて、(1)利用料金が介護保険から給付される場合、(2)利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の9割(食費を除く)が介護保険から給付されます。尚、所得状態により利用者負担が2割、3割となる場合があります。

〈サービスの概要〉

①食事

当施設では、栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。

ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

(食事時間)

朝食:7時00分～8時30分、昼食:12時00分～13時00分、夕食:17時00分～18時00分

②入浴

週2回以上、入浴を提供いたします。(やむを得ず入浴ができない場合は清拭を行います) 寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

③排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。(年2回の健康診断を行います)

⑥看護体制

看護職員との24時間連絡体制をとり、病院等の連携を図っています。

緊急時には、必要な緊急措置を行うとともに身元引受人等の連絡をいたします。

⑦その他自立への支援

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

＜サービス利用料金＞(契約書第6条参照)

別紙『よこぶきの郷料金のご案内』を確認ください。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※ご契約者が、短期入院又は外泊をされた場合にお支払いいただく1日あたりの利用料金は、下記の通りです。ただし、月6日を限度とします。7日目からは、居室代のみの負担となりますが、減免には適用されず、全額負担となります。

1. サービス利用料金	2,460円
2. うち、介護保険から給付される金額	2,214円
3. 自己負担額(1－2)	246円

※ご契約者が退居前後訪問相談援助を行った場合460円を退居時相談を行った場合400円、退居前連携を行った場合500円(介護保険から給付される費用の一部)をご負担いただきます。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

① 特別な食事

ご契約者のご希望に基づいた外食等特別な食事を提供致します。通常の食事以外に特別な栄養が必要となった場合。

利用料金:要した費用の実費

② 理髪・美容

理美容サービスを実施しております。料金は別途かかります。

③金銭の管理

○管理する金銭の形態:施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの:上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑

○保管管理者:施設長

○出納方法: 手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しをご契約者へ交付します。

○預かり金保管料 月1000円

④教養娯楽費

日々のレクリエーションの他、種々の行事が行われます。行事によっては別途参加費がかかるものもございます。

⑤複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を実費負担いただきます。

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑦契約書第18条に定める所定の料金

ご契約者が、契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日あたり）

ご契約者の要介護度 ・料金	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
	10,432円	11,142円	11,842円	12,552円	13,152円

ご契約者が、要介護認定で自立又は要支援と判定された場合 10,432円

(3)利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算し、ご請求しますので、事業者が指定する期日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 下記指定口座への振り込み

山梨中央銀行 禾生支店 普通預金 128452

社会福祉法人敬寿会 よこぶきの郷 施設長 山本政雄

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関:山梨中央銀行

(4)入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	都留市立病院
所在地	山梨県都留市つる5丁目1番55号
電話番号	0554-45-1811
医療機関の名称	回生堂病院
所在地	山梨県都留市四日市場270
電話番号	0554-43-2291

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	小泉歯科
所在地	山梨県大月市七保町葛野1510-1
電話番号	0554-22-7000

③配置医

医療機関の名称	スバルビューティーヘルスクリニック 院長 山本直史
所在地	山梨県都留市井倉682-3
電話番号	0554-45-4440

6. 残置物引取人

入居契約が終了した後、当施設に残されたご契約者の所持品(残置物)をご契約者自身引き取れない場合に備えて、「残置物引取人」を定めていただきます。(契約書第19条参照)

当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご契約者又は残置物引取人にご負担いただきます。

※入居契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入居契約を締結することは可能です。

7. 施設を退所していただく場合(契約の終了について)

当施設との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。従って、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することが出来ますが、仮にこのような事由に該当するに至った場合には、当施設との契約は終了し、ご契約者に退所していただくことになります。

(契約書第13条参照)

- ① 要介護認定により、ご契約者の心身の状況が要介護2以下と判定された場合。
 - ② 事業者が解散した場合、破産した場合又は、やむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
 - ③ 施設の滅失や重大な毀損によりご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合。
 - ④ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は、指定を辞退した場合。
 - ⑤ ご契約者から退所の申し出があった、事業者から退所の申し出を行った場合。

(詳細は以下をご参照下さい。)

(1)ご契約者からの退所の申し出(中途解約・契約解除)(契約書第14条、第15条参照)

契約の有効期間であっても、ご契約者から当施設からの退所を申し出ることが出来ます。

その場合には、退所を希望する日の7日前までに指定の解約届出書をご提出ください。

但し、以下の場合には、即時契約を解除・介助し、施設を退所することができます。

- ① 介護保険給付付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
 - ② ご契約者が入院された場合
 - ③ 事業者もしくはサービス従業者が正当な理由なく本契約に定める介護福祉施設サービスを実施しない場合
 - ④ 事業者もしくはサービス従業者が守秘義務に違反した場合

- ⑤ 事業者もしくはサービス従業者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑥ 他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは、傷つける恐れがある場合において事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの申し出により退所していただく場合(契約解除)(契約書16条参照)

以下の事項に該当する場合には、当施設からの退所をして頂くことがあります。

- ① ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご契約者によるサービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又は、サービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ ご契約者が3か月以内の退院が見込まれない場合には、契約を解除する場合があります。入院後1か月の時点でご相談させていただきます。ただし、退所した場合には再び当施設に優先的に入所していただけます。
- ⑤ 入退院を繰り返し、当施設での生活が困難と判断した場合
- ⑥ ご契約者が介護老人保健施設に入所した、もしくは介護療養型医療施設に入院した場合

8. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口(担当者)

[職氏名] 生活相談員 米山道子

[電話番号] 0554-46-5565

○苦情解決責任者

[職氏名] 施設長 山本政雄

○受付時間 随時

(2) 第三者委員

望月 龍夫 都留市桂町934-2

[電話番号] 0554-45-0561

谷内 俊男 都留市井倉406

[電話番号] 0554-43-6461

(3) 行政機関その他苦情受付機関

都留市健康推進課	所在地	山梨県都留市下谷2516-1
	電話番号・FAX	0554-46-5113(代)・0554-46-5119
	受付時間	月曜日～金曜日 9時～17時
国民健康保険団体連合会 介護保険相談窓口	所在地	山梨県甲府市蓬沢1-15-35
	電話番号・FAX	055-233-9201(代)・055-223-2077
	受付時間	月曜日～金曜日 9時～17時
山梨県社会福祉協議会 運営適正化委員会	所在地	山梨県甲府市北新1-2-12
	電話番号・FAX	055-254-8610(代)・055-254-8614

	受付時間	月曜日～金曜日 9時～17時
--	------	----------------

8. 非常災害時の対策

火災時の対応	別途定める「介護老人福祉施設よこぶきの郷消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力体制	都留市消防署と非常時の応援を約束しております。
平常時の訓練	別途定める「介護老人福祉施設よこぶきの郷消防計画」にのっとり年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を入所者の方も参加して実施します。
防災設備	スプリンクラー、避難階段、誘導灯、消火器、屋内消火栓、非常通報装置、漏電火災報知機、非常用電源
消防計画	都留市消防署への届出日 平成 23 年 5 月 12 日 防災管理者

9. 施設利用の際にご留意いただく事項

来訪・面会	面会時間 10 時～16 時、ただし、感染症予防の為、流行時には、来訪制限等を行うことがございます。
外出・外泊	ご家族の付き添いがあれば、外出・外泊は自由です。 尚、外出・外泊をされる場合は、「外出・外泊届」に記入をお願いいたします。感染症流行時には、制限させていただきます。
施設・設備の使用上の注意	居室・設備・器具は本来の用途に従ってご利用ください。 これに反したご利用により破損が生じた場合、弁償していただく場合があります。
その他	・当施設の職員や他のご利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行う事はできません。 ・施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、家族等に連絡を行うと共に必要な措置を講じます。

11. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について（有・☒無）

12. 利用者の尊厳について

入居者の人権・プライバシー保護、高齢者虐待防止のために、研修等を通じて従業員の人権意識の向上や知識、技術の向上に努めます。

13. 口腔衛生管理について

歯科医師又は歯科医師の指示をうけた歯科衛生士が介護職員に対し入居者の口腔衛生に係る助言、指導を年2回以上行う。

令和4年3月23日改正

令和7年4月1日改正

地域密着型介護老人福祉施設 よこぶきの郷 重要事項説明確認書

令和 年 月 日

介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

社会福祉法人 敬寿会
地域密着型介護老人福祉施設「よこぶきの郷」

説明者

職 名 生活相談員 氏 名 米山 道子 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護福祉施設サービスの提供開始に同意し、受領しました。

ご利用者 住所_____

氏名_____ 印

身元引受人 住所_____

氏名_____ 印

続柄 ()

☆契約締結からサービス提供までの流れ

ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する。

「施設サービス計画書(ケアプラン)」に定めます。「施設サービス計画(ケアプラン)」の作成及びその変更は次の通りに行います(契約書第2条参照)

- | |
|---|
| <p>① 当施設の介護支援専門員(ケアマネジャー)に施設サービスの原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>② その担当者は施設サービス計画の原案について、ご契約者及びその家族等にたいして説明し、同意を得たうえで決定します。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>③ 施設サービス計画が変更された場合には、ご契約者に対して交付し、その内容を確認していただきます。</p> |
|---|

☆サービス提供における事業所の義務(契約書第8条、第9条参照)

- ① 当施設は、ご契約者の生命、身体、財産の安全確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師または、看護師と連携の上ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護度認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請の為に必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ 原則として、入居者の行動を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。
但し、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に入居者およびご家族へ十分説明し、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。
- ⑥ 事業者及びサービス従業者は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身の情報を提供します。